

社会正義について考える

法学研究科教授 和田 肇

<講義の概要>

はじめに
マイケル・サンデル『これから「正義」の話しよう』

正義と法
権利／正義／法
正義の定義
社会正義
貧困問題
貧困／格差問題
非正規雇用の増加
社会的排除／社会的包摂
差別・平等論
差別の背景
差別の克服
まとめ

マイケル・サンデルの正義論（政治哲学）

一人芝居のような講義
政治哲学という難解な学問を身近にした
難解な理論、論争を現代的な問題に引きつけて
検討する

政治哲学
ローマ哲学 - アリストテレス
中世哲学 - カント、ベンタム 等
現代哲学 - ローレンス 等

現代哲学論争
リバタリアニズム(自由至上主義)
リベラリズム(自由主義)
コミュニタリアニズム(共同体主義)

<講義の概要>

はじめに
マイケル・サンデル『これから「正義」の話しよう』

正義と法
権利／正義／法
正義の定義
社会正義
貧困問題
貧困／格差問題
非正規雇用の増加
社会的排除／社会的包摂
差別・平等論
差別の背景
差別の克服
まとめ

正義

ラテン語 *ius*
フランス語 *droit*
ドイツ語 *Recht*

Recht 独日辞典より

- ①権利
- ②法、法律
- ③正義、正しいこと

これらは連関している。
法は権利の集大成であり、正義を実現するものである。

正義 広辞苑より

- ①〔漢書律曆志〕正しいすじみち。人の行う正しい道義。
- ②正しい意義または注解。「尚書一」
- ③ (*justice*) イ 社会全体の福祉を保障するような秩序を実現、維持すること。プラトンは国家の各身分がそれぞれの責務を果し、国家全体として調和があることを正義とした。近代では社会の成員の平等という要求が正義の観念の中心となり、また、資本主義社会は各人の法的な平等を実現したが、これを単に形式的なものとする立場からは、真の正義は社会主義によって初めて実現されると主張する。
 - 社会の正義にかなった行為をなすような個人の徳性。

正義 『法律学小辞典』(有斐閣)より

正義にあたる各国語(日本語の「ただしさ」、中国語の「義」、ヘブライ語のzeded、ラテン語の*justitia*など)は、おのおの独自の背景をもち、意味やニュアンスを異にしている。正義と善、正義と“法”の関係なども一概に論じられない。一般に正義は“社会”規範”の一種とされるが、プラトン(Platon, B.C. 427~347)は「徳」の一種であるとし、アリストテレス(Aristoteles, B.C. 384~322)はその徳を「心の習性」の一種だとしている。

目隠しをし、秤(はかり)と剣をもってローマ神話の正義の女神ユスティティアは法廷を象徴する。正義は法や裁判の目指すべき理想で、目隠しは愛憎や私利私欲からの絶縁を、秤は公平を、剣は判決の実力による貫徹を表しているといわれる。



フランクフルトの歴史的な中心街レーマーベルクの「正義の女神の泉」に建つユスティティア像



ドイツの裁判所内のユスティティア

<法律学小辞典・続>

正義の古典的定式にウルピアーヌス(Domitius Ulpianus, 170ごろ~228)の“各人に彼のものを”があるが、「彼のもの」の内容決定という最も重要な問題が空欄になっている。アリストテレスは正義を罪と罰、あるいは契約における“給付”と“反対給付”の均等性を意味する「交換的正義」(英*commutative justice*)と各人の「価値」に従っての配分を意味する「配分的正義」(英*distributive justice*)を区別した。“ロールズ”は“社会契約説”をモデルとしつつ、様々な「善」を追及する諸個人を共存させるルールとして「正義」の定式化を試みた。

交換的正義と配分的正義

①正義と公平・平等

本質的なものとして人々に等しく属するものを、等しく扱わないで一方を利する行為は、正義に反する(不公平である)。

黒人差別は不正である。本質(人格)においては等しいのに、本質的でない相異点(皮膚の色、人種)に着目して差別するのは、不正な行為である。

黒人差別に見られるように、ルールの適用において不平等であることは不正であり、かつ、一部のみに不利で他の人に有利なルールを作ることも不正である。

=「公平」は、正義のこの部分に関わる。

他方で、異なるものを異なって扱わないで一方を利し他方に不利益を与えることを正義に反する。熱心に働いている者を怠けている者と同じように処遇するのは、不正である。

②平等・正義の二面性

- (a) すべての人を或る本質をメルクマールにして一様に扱うことを意味する場合(交換的・均等的・平均的正義など)
- (b) 人をその或る本質的違いに応じて異なった扱いをすることを意味する場合(配分的正義)

<問題>

★累進課税は正義にかなっているか?

負担能力に応じて負担するという点で正義にかなっているとするか、努力した人から多く取るという点で不正だと感じる

★消費税という形で、貧しい者から収入に比して多くを取るのは不正か?

消費税には変わりはないから不正でないとするか、貧富の差を見ないから不正だとするか

☆アファーマティブ・アクション (affirmative action:過去から続く差別を是正するための、被差別者優遇の措置) をどう見るか？
 過去の差別の救済措置として不正でないとするか、同じ能力がある人を差別扱いするから不正だとするか

③何が正しいのか？
 これらについては、正義の概念自体からは、解答が得られない、「貧しい人々に対する救済を、人道上、あるいは治安対策上、良しとするか否か」といった、ヒューマンズムや社会政策・治安対策的判断によってはじめて決まる。

内容(実質)的正義と形式的正義

①定義
 内容的正義：実質的価値を内容にしている。
 形式的正義：「ルールを尊重すること」が該当する。

ルールを尊重することは、それ自体が目的となり得ないが、単なる一つの手続に過ぎないというものでもない。
 例：刑事訴訟におけるデュー・プロセス
 多数決原理

形式的正義は、多様な内容的正義の立場が共存しうるために必要である。ルールは、それを踏まえることによってよいものが獲得し得る道筋ともなる（必ず実現に至るというものではないが）。

②何が正しいのか

形式的正義はもちろんのこと内容的正義もまた、それ自体は一つの容器であって、それぞれの時代や社会の実質的価値論から提供されるメルクマールが、その中身を決める。

正義論を深めるためには、それゆえ実質的価値の考察が欠かせない。

<講義の概要>

はじめに
 マイケル・サンデル「これから「正義」の話しよう」

正義と法
 権利／正義／法
 正義の定義
 社会正義
 貧困問題
 貧困／格差問題
 非正規雇用の増加
 社会的排除／社会的包摂
 差別・平等論
 差別の背景
 差別の克服
 まとめ

社会正義

弁護士法1条1項 「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」

ここには社会正義についての定義はない

日本弁護士連合会のHP

「どうして悪い人の弁護をするの？」
 こんな疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、捜査の対象となったり、刑事裁判を受けることになったり、犯人であるかのような報道がされたりしても、本当にその人が犯罪を行った「悪い人」であるとは限りません。

弁護人の最も重要な役割は、えん罪の防止です。えん罪は、無実の市民の自由を奪い、その家族の生活を破壊する最大の悲劇です。えん罪の多くは、捜査機関が犯人だと決めつけ、発表された情報にもとづいて、多くの人がその人を犯人だと思いこみがちな状況で発生します。だからこそ、多くの人が被告人が犯罪を行ったと思っている状況でも、無罪の可能性を追求する弁護人の役割が必要なのです。

また、行き過ぎた刑罰が科されたり、違法な手続が見逃されたりしないようにするためにも、弁護人は被告人の立場から、意見を述べ、証拠を提出します。

このような弁護人の活動は、まさに人権擁護と社会正義の実現のためのものにほかなりません。

ILO（国際労働機関）憲章・前文 1944年制定

「世界の永續する平和は、**社会正義**を基礎としてのみ確立することができるから、
 そして、世界の平和及び協力が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び障害に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によって改善することが急務であるから、また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、締約国は、**正義及び人道の感情**と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。」

ウィーン宣言及び行動計画

(英: Vienna Declaration
and Programme of Action)

1993年6月25日、ウィーンにて開催された「世界人権会議en:World Conference on Human Rights」により採択

第80項では、人権の普遍的遂行の強化に対する共通の理解と意識を達成するために、人権教育が平和、民主政治、発展と**社会正義**を国際的、地域的人権法規と共に含む事を主張している。

「経済的繁栄、社会的正義、そして持続可能な経済のためのガイドライン」

ドイツの保守系政治団体 コンラート・阿德ナウアー財団

「経済と政治がますます密接に関連しあうことにより、多くの国々において、成長と競争がもたらされ、教育の機会が改善され、社会的なインフラが強化され、貧困が減少した。しかしながら一方では、平和、自由、そして公正が脅かされている。世界における富の不公平な配分が、増加しつつある政治的、社会的な緊張状態の原因となっている。現代の金融危機と経済危機は、金融市場における国際ルールによってのみ克服が可能であり、そしてそれは、持続可能な経済に関する共通の見解を必要とする。われわれは、共通の原則と価値観に基づいて、経済的繁栄、**社会正義**ならびに持続可能な経済を可能にするような、国際的な合意を必要としている。その際、グローバリゼーションの好ましい影響は、危機の時代にあっても、国家的もしくは地域的な保護主義によって脅かされるべきではない。」

〈講義の概要〉

はじめに

マイケル・サンデル『これから「正義」の話をしよう』

正義と法

権利／正義／法

正義の定義

社会正義

貧困問題

貧困／格差問題

非正規雇用の増加

社会的排除／社会的包摂

差別・平等論

差別の背景

差別の克服

まとめ

貧困問題

絶対的貧困*

相対的貧困

*絶対的貧困

低所得、栄養不良、不健康、教育の欠如など人間らしい生活から程遠い状態を指す。

絶対的貧困を示す具体的な指標は国や機関によって多様である。

代表例：2000年代初頭に、1人あたり年間所得370ドル以下とする世界銀行の定義

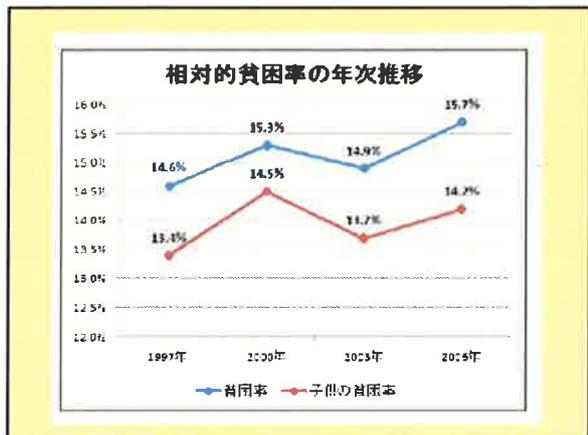
相対的貧困率

OECD（経済協力開発機構）*による定義は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の**等価可処分所得の中央値の半分**に満たない国民の割合を指す。

これによると2000年半ばの**日本の相対的貧困率14.9%**で、当時のOECD加盟国の平均は10.6%であり、メキシコの18.4%、トルコの17.5%、米国の17.1%に次いで4番目に高かった。逆に、西欧諸国は大半が10%以下であり、全調査国中最も低いスウェーデンとデンマークの5.3%を筆頭に、北欧諸国の貧困率が低い（OECD Growing Unequal 2008）。

最新の統計では、日本の相対的貧困率は**2006年の時点で15.7%**である。）可処分所得の中央値（228万円）、その半分（「貧困線」と呼ぶ。114万円）以下の割合。

（厚生労働省、「相対的貧困率の公表について」2009年10月20日発表）

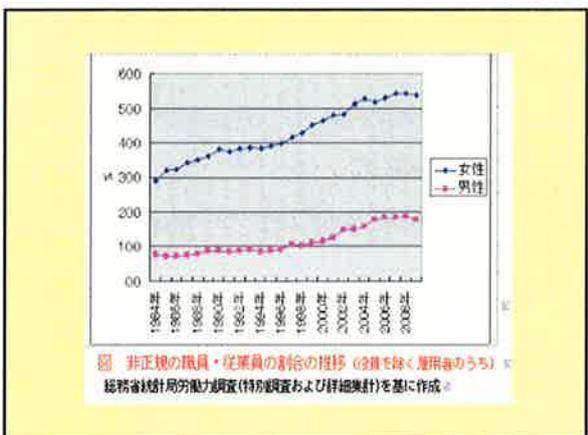
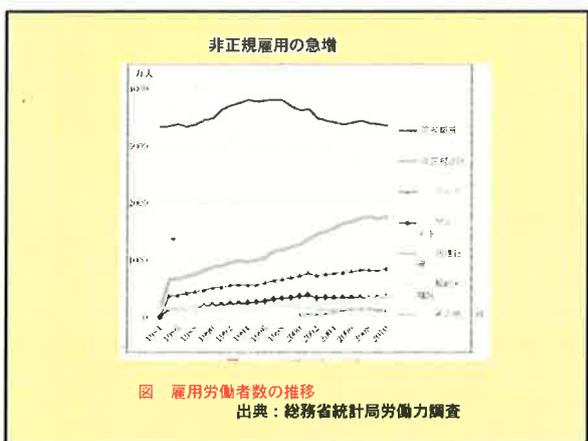


相対的貧困率上昇の要因

1980年代半ばから上昇
上昇の要因

- * 「高齢化」
- * 「単身世帯の増加」
- 1990年代以降
- * 「勤労者層の格差拡大」

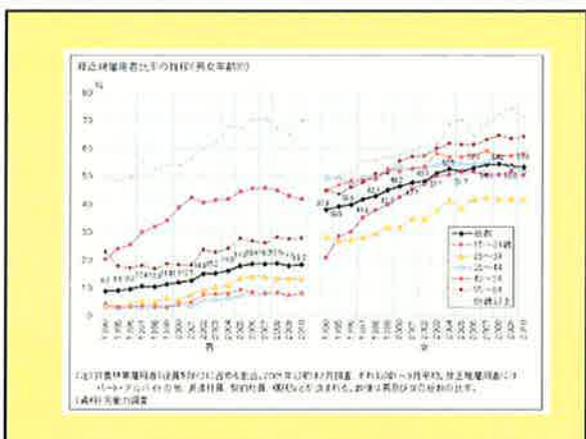
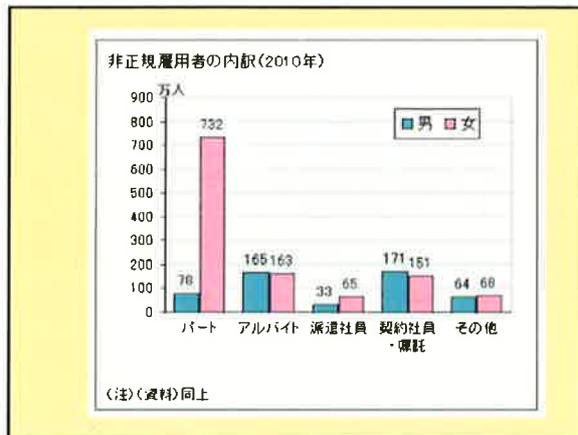
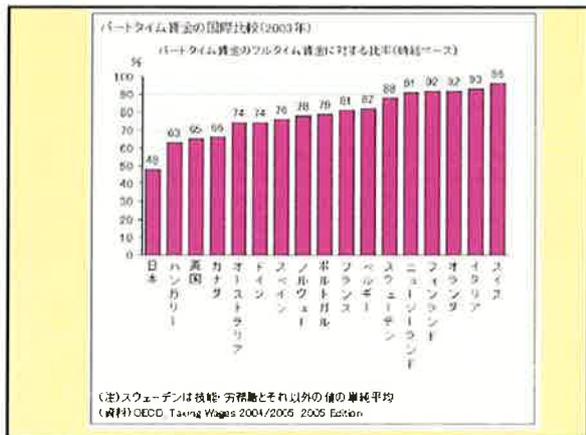
正規労働者における格差が拡大していない一方で、正規労働者に比べ賃金が低い非正規労働者が増加、また非正規労働者間の格差が拡大している。



非正規雇用*の属性

- ①雇用が不安定(特に有期雇用と労働者派遣)
- ②低賃金(特にパートタイム)
- ③多くを女性が担っている
→非席雇用の差別問題は性差別問題につながる
- ④高齢者のみならず若年層で急速に拡大している
←再チャレンジが不可能な社会

* 呼称自体に再検討の余地有り



社会的排除

社会的排除という語はヨーロッパで貧困問題に対する分析において発生した。

ヨーロッパ諸国では若い失業者、低所得者、外国人、ホームレス、薬物中毒者などを社会から排除しようという動きが顕著となり、そのために社会不安が増大し、放置できない状況になっている。それは、家族や地域社会、企業における従業員の家族意識といった、互いを支え合う基盤が崩壊してしまったことに起因している。

貧困の直接的な原因は所得の不足であるが、それは失業と同意である。失業の原因には人種差別・言語能力の不足・技能の未習熟・傷病・不健康などがあるが、彼らはその問題を解消する能力がない。

本来社会の構成員が等しく享受できる公共のサービスを無知、言語能力不足、貧困、家族の問題(援助を必要とする家族や若い母親)、住宅事情などの理由で受けられないことが原因である。こうした人々は「社会的排除」に陥っている。

社会的包摂

こうして排除された者を孤立させずにもう一度社会の中に包摂しようという政策理念。

人が社会とつながりをもって生きていくためにもっとも必要なのは仕事をもつことである。排除されやすい人ほど仕事が見つからないという悪循環に陥りがちなことから、それへの積極的な施策を求める。

EU(欧州連合)では2010年までに社会からの排除をなくすためのさまざまな行動計画を各国で作られている。

<講義の概要>

はじめに
 マイケル・サンデル『これから「正義」の話しよう』
 正義と法
 権利/正義/法
 正義の定義
 社会正義
 貧困問題
 貧困/格差問題
 非正規雇用の増加
 社会的排除/社会的包摂
 差別・平等論
 差別の背景
 差別の克服
 まとめ

差別の背景

先入観
無知
非理性的な意識
根拠のない優越感

差別（意識）は社会的に形成される
小さい子どもは純粋である
家庭環境、友人関係、マスコミ等

平等権は自然法

憲法14条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」

<その意義>

自然法の承認

規定されていない事由についても差別は禁止される。
障害の有無、性的指向、等

国（地方自治体）と国民の関係において意義を持つ

その限界

私人関係には直接適用されない。
個人間の好みには国家は介入しない。
しかし、そこに問題が出てくる。

例：大きな社会権力である大企業と労働者、消費者

差別の克服

理性の力

理性の涵養 ←教育(家庭、学校、社会等)

<例> ジェンダー(社会的・文化的な性のありよう)概念が提起した問題

学校の男女別名簿で何故男子から始まるのか？
主婦は一般的なのに、何故主夫だと理由を問われるのか？
理系は女性向けではないというのは本当か？
何故管理職に女性は少ないのか？

想像力の問題

現実を見る勇氣(鋭い観察力)
人間に対する優しい眼(人間力)
夢想ではなく理論化する力
ラジカルに考え抜く力
原発事故に対して何を考えるか

<講義の概要>

はじめに

マイケル・サンデル『これから「正義」の話しよう』

正義と法

権利/正義/法

正義の定義

社会正義

貧困問題

貧困/格差問題

非正規雇用の増加

社会的排除/社会的包摂

平等論

差別の背景人

差別の克服

まとめ

人間の尊厳 = 正義の基礎

日本国憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重され。・・・」

同24条2項

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

参考文献

マイケル・サンデル(鬼澤忍訳)

『これから「正義」の話しよう』早川書房、2010年
法学セミナー2011年5月号の特集「『正義論』への招待」も参照

笹倉秀夫『法哲学講義』東京大学出版会、2002年

湯浅誠『反貧困』岩波新書、2008年

野中広務・辛淑玉『差別と日本人』角川書店、2009年

田端博邦『幸せになる資本主義』朝日新聞出版社、2010年